

個人企業経済調査の民間開放の実施に向けた検討状況について

平成 19 年 12 月 7 日
総務省統計局

1. 個人企業経済調査について

個人企業の経営の実態について、四半期ごとに実施している調査（別紙 1）

2. これまでの取組

「質の確保」「業務効率化」「受託可能性」の視点に添って、民間開放の具体的枠組等について検討。

本調査をモデルとした試験調査を実施。「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」において検討（18 年度）

都道府県に本調査の民間開放に係る取組の方向性を提示し、意見交換（7 月）

試験調査の受託事業者から本調査の民間開放に係る意見等を聴取（9 月）

都道府県に、民間開放の具体的枠組等を提示し、意向を確認（10 月～）（別紙 2）

統計局において開催している「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」において検討（9 月 25 日、11 月 9 日）

地域ブロックごとに都道府県との間で意見交換を実施（11 月 5 日～19 日）

（ ）都道府県からの主な指摘

質の確保への懸念、更なる情報提供の要望（メリットの有無、具体的手順、民間事業者の状況等）、予算上の配慮や入札不調時の対応策の必要性 等

3. 今後の主なスケジュール（予定）

(1) 国が実施する環境整備等

・12 月中旬 統計法施行令・調査規則の公布・施行

（ ）仕様書等のモデル例や委託費の取扱いの手引等、実務上必要となる情報も地方公共団体に提示

(2) (1)の下で、都道府県が講じる措置等

（ 7 月調査から委託開始の場合を想定したもの）

・20 年

1 月 実施都道府県を確定

2～3 月 平成 20 年予算案審議（2 月議会）

予算案議決

・2～4 月 入札準備

・4～5 月 入札公告

・5～6 月 業者決定

・7 月～ 受託事業者による業務開始、モニタリング

・20 年内 質及び効率性の検証

個人企業経済調査の概要

調査のねらい

個人企業（個人経営の事業所）の経営の実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料を得る

調査の概要

調査時期

動向調査：4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの期間に分けて実施

構造調査：年1回（12月末日現在の状況を翌年3月に調査）

調査の対象

約200地域

約4,000事業所（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、サービス業(他に分類されないもの)）

調査事項

< 動向調査票による調査 >

（四半期ごとに個人企業の動向を把握）

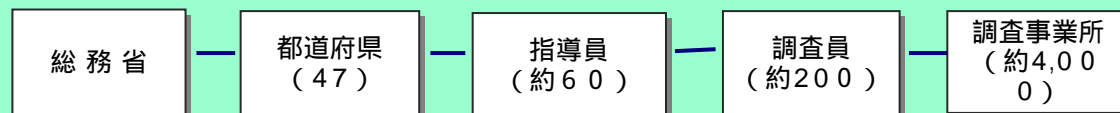
四半期ごとの営業状況（業況、売上上の状況、営業利益の状況、在庫の状況、資金繰りの状況、雇用状況）、営業収支、設備投資など

< 構造調査票による調査 >

（毎年1回、個人企業の構造的特質を把握）

事業主の年齢、後継者の有無、事業経営上の問題点、今後の事業展開、パーソナルコンピュータの使用の有無、1年間の営業収支、営業上の資産・負債など

調査の流れ



結果の利用

GDPの推計、中小企業振興のための基礎資料、各種白書作成

個人企業経済調査の民間開放の実施について

1. 趣旨

総務省が所管する指定統計調査のうち、国直轄調査以外の指定統計調査については、「公共サービス改革基本方針」に基づき、地方公共団体における民間開放を推進することとされているが、当該方針及び平成 18 年に実施した試験調査の結果等を踏まえ、個人企業経済調査の民間開放(調査の実施に関わる業務の包括的委託に係るもの。以下同じ。)に関する具体的な枠組等を整理する。

2. 個人企業経済調査の概要

(1) 調査の対象・地域

約 4,000 事業所 (194 調査地域)

(製造業、卸・小売業、飲食店、宿泊業、サービス業 (他に分類されないもの))

(2) 調査事項

営業状況、営業収支、設備投資など (動向調査)

事業主の年齢、後継者の有無、1 年間の営業収支など (構造調査)

(3) 調査票の種類

動向調査票 (四半期ごと)

構造調査票 (毎年 12 月末)

(4) 調査方法

調査員が事業所に提出した調査票を配布・回収。構造調査票は封入して提出

3. 個人企業経済調査の民間開放の枠組み

地方公共団体における本調査の民間開放の枠組みについては以下のとおりとする。

(1) 民間開放の対象となり得る業務の範囲

いわゆる「調査実施 (実査)」に関する業務である、調査票の配布・収集・検査及びこれらに付随する業務を対象とする。調査の流れに沿って、さらに詳細な業務を列挙すると以下のとおり。

調査の準備

ア 調査員の確保、研修

イ 調査対象事業所の実地確認 (移転・廃業等の確認)

調査の実施 (調査票の配布 ~ 都道府県への提出)

ウ 調査票 (動向調査票及び構造調査票。以下同じ。) の配布・収集・検査

エ 調査員の記入を要する調査書類の作成

オ 調査票その他の調査書類の審査・整理・提出

カ その他上記各業務に付随する業務

(2) 実施単位（地域的な範囲）

都道府県の全域を単位として実施。

(3) 入札・契約

原則として総合評価方式による一般競争入札により受託事業者を決定し、契約。

入札・契約に当たっては、「質の確保」「業務効率化」「受託可能性」に留意する。（参考1「民間開放の実施に当たっての『質の確保』等に関する考え方」を参照）

(4) 受託事業者のモニタリング、実績評価

受託事業者の業務実施状況を、契約書に従い適宜モニタリングする。

調査票の期限内回収率、記入状況等の「質」、調査に要したコスト・時間（業務量）等の「効率性」について、契約締結後一定期間経過後において、就業構造基本調査の例等を参考にしつつ検証する。

4．今後の主なスケジュール（予定）

(1) 国が実施する環境整備等

- ・12月中旬 統計法施行令・調査規則の公布・施行

(2) (1)の下で、都道府県が講じる措置等

（7月調査から委託開始の場合を想定したもの）

・20年

1月 実施都道府県を確定

2～3月 平成20年予算案審議（2月議会）
予算案議決

・2～4月 入札準備

・4～5月 入札公告

・5～6月 業者決定

・7月～ 受託事業者による業務開始、モニタリング

・20年内 質及び効率性の検証

民間開放の実施に当たっての「質の確保」等に関する考え方

地方公共団体において民間開放を実施するに当たっての判断項目

民間開放の実施について、都道府県においては以下の点を踏まえ判断。

1 「質」の確保

以下の において示す事項に留意して入札・契約を適切に実施することを前提に、回収率、記入状況等の質の確保が可能と見込まれることが必要。

2 業務効率化

調査員の確保・教育・指導や調査票等の審査に係る業務負荷の軽減等に資するか否か等の観点から、当該都道府県において、本調査の実施に係る業務時間の短縮その他業務上何らかのプラスの効果が見込み得るか否かを判断。

3 受託可能性

民間開放の実施に当たっては、実施を希望する都道府県は統計局と調整を行い、業務遂行能力を有する民間事業者の分布状況等の観点から、「質」の確保及び業務効率化を実現する上で必要な業務遂行能力を有する民間事業者の存在が一定の蓋然性を持って見込み得るか否かを確認。

質の確保のため都道府県が講じる措置の具体的内容

本調査の特性（個人企業を対象とする比較的小規模な統計調査であること等）を踏まえ、調査の円滑な実施、高い水準の回収率や記入状況等の確保、調査対象の秘密保護の徹底、都道府県職員のノウハウ継承等の観点から、本調査の民間開放に当たっては、当該都道府県において以下の措置を講じることとする。

- 1 入札参加資格（適格な資格要件）に関し、以下の点を入札説明書等に盛り込むこと
 - (1) 統計的なサンプリングに基づく訪問留置調査又は面接調査の実施経験
 - (2) 下記(2) の必須項目をすべて満たす者であること
 - (3) その他、地方自治法施行令第 167 条の 4 に掲げる欠格事由に該当しない者であること 等

- 2 入札方法、評価（業務遂行能力の適切な評価）に関し、以下の点を入札説明書等に盛り込むこと
 - (1) 総合評価一般競争入札など、価格と業務遂行能力の双方を評価した上で民間事業者を選定する入札方法を採用すること
 - (2) 必須項目（業務を遂行可能と認める上で不可欠な項目）として、調査員の経常的な確保・配置が可能か、教育研修・指示連絡の業務実施体制が整っているか 等
 - (3) 加点項目（業務を遂行可能と認める上で備えていることが望ましい項目）として、調査員の実務経験、事業者の受託経験のある調査は公的統計であるか、経常的に実施される調査であるか 等

- 3 受託事業者が行うべき業務内容に関し、以下の点を仕様書、契約書等に盛り込むこと。また、調査期間中の受託事業者の切替えを避けることに留意して入札、契約を行うこと（参考 2 参照）
 - (1) 受託事業者は、都道府県から提示する手引書等に従い、各業務を適切に実施すること
 - (2) 調査票の回収率については 100% を目標とすること
（ ）相当な理由なく白紙や記入漏れの多いものは回収できていないもの（有効な調査票ではない）として扱う
 - (3) 受託事業者は、調査対象の秘密の保護等のため、以下に掲げるものを含め必要な措置を講じること
 - ・ 調査票その他の調査書類の適正な保管
 - ・ 個人情報管理規定、調査票等管理規定の作成・遵守
 - ・ 知得情報の契約目的外利用禁止の遵守
 - ・ 業務終了後の調査関係書類の確実かつ完全な消去

4 委託した都道府県は、受託事業者による確実な履行を担保・確認する等のため、以下に掲げるものを含め必要な措置を講じること。また、これらの措置を講じる上で必要な事項については、仕様書、契約書等に盛り込むこと

- (1) 受託事業者に対し、業務実施状況に関する報告を定期的に求めること
- (2) 必要と認められる場合に、受託事業者の履行状況の調査、立入検査、改善指導等を行うこと
- (3) 受託事業者からの疑義照会があった場合等に、都道府県職員が適切に対応すること
- (4) 調査票の審査に係る業務に関し、民間事業者から提出された調査票等の調査書類について、少なくとも以下の点を都道府県職員がチェックし、適切な審査が行われたか否か等を確認（検収）すること
 - ・調査票等の整理状況
 - ・調査票部数
 - ・名簿と調査票の照合
 - ・調査票の記入内容（効果的なチェック方法を検討）

「質」及び「効率性」の検証（イメージ）

統計局において、民間開放を実施した都道府県等と連携し、民間開放の実施結果について、以下の観点から検証する方向（具体的内容については就業構造基本調査の例等を参考にしつつ、さらに検討）

1 質（結果精度等）の観点

期限内の回収率、記入状況、調査対象事業所からの苦情件数・内容等について、民間開放を実施した都道府県と規模等が類似した他の都道府県の状況の比較等を通じ検証

2 効率性の観点

(1) 調査実施に要した経費

- ・ 民間開放を実施した都道府県における「落札額（＝委託料）＋本調査に係るその他の委託費交付額（決算額）」と、規模等が類似した他の都道府県における本調査に係る委託費交付額（決算額）とを比較し、経費面の効率性を検証
- ・ 経費実績、業務実施状況等から、官民のコストを分析

(2) 調査実施に要した時間（業務量）

- ・ 測定可能な範囲で各業務に要した時間（業務量）を官民で比較し、より短い時間ないしより少ない業務量で効果を挙げるような創意工夫の有無等を分析

(3) その他

上記のほか、当該都道府県において、業務上何らかのプラスの効果が見られたか否か、当該都道府県への意見聴取等を踏まえ検証

個人企業経済調査の調査実施主体の切替えについて

1 個人企業経済調査（動向調査票による調査（ ））においては、調査時期、期間等を以下のとおり設定し、標本理論上適切な調査対象事業所の選定に努めているところ。

- ・ 四半期ごとに調査を実施
- ・ 調査期間（同一事業所に調査を継続する期間）は1年
- ・ 調査区をA～Dの4つに区分し、調査開始時期（第1期）をそれぞれ四半期ずつずらして実施（図1参照）
- ・ 調査期間の終了時期に合わせて、調査区（調査対象事業所）を交替

（ ）動向調査票による調査のほか、毎年3月、1～3月期における動向調査票による調査を実施する事業所に対し、前年の12月末日現在で構造調査票による調査を実施

2 このような調査について民間開放を行う場合、同一調査対象に対する調査期間継続中の調査実施主体の交替を避けることが、調査対象事業所からの信頼を確保し円滑に調査を実施する上で効果的と考えられる。

このため、民間開放を実施する都道府県においては、図2に示すとおり、以下に留意して、調査区交替の時期に応じ、段階的に民間事業者の切替えを行う必要がある。

- ・ 新事業者への切替えは一斉に行うのではなく、調査区交替の時期に合わせて、新たに調査を開始する事業所から順次行うこととし、委託の開始時期はAからDの各区分の1期目とすること
- ・ 各区分における委託期間は年単位とし、調査継続期間中に契約期間が終了し、実施主体が変更になることのないよう留意すること
- ・ 同一調査対象に対する調査継続期間が複数年度に及ぶことから、当該期間中に調査実施主体が交替することのないよう、入札の実施及び契約期間設定に当たって留意すること

図 2：7月調査から委託を開始する場合の切替え概念図

